

令和5年9月定例会 予算特別委員会 次第 第2日

令和5年9月22日（金）

1. 議案上程（議案第82号から第85号まで）

分科会委員長報告、分科会委員長に対する質疑、市長に対する質疑、討論、表決

出席委員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席委員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	沼田弘史
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司
主事	菅原優美

説明のため出席した者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	鈴木健	地域づくり推進監 兼防災監	八端隆公
市民福祉部長	佐藤孝悦	観光文化スポーツ部長	佐藤雅博
エネルギー推進監 兼商工港湾振興監	杉本一也	産業建設部長	湊智志

建設技監	佐藤 透	企業局長	田村 力
企画政策課長	高桑 淳	若美支所長	小澤田 一志
北浦出張所長兼公民館長	濱野 勇幸	総務課長	平塚 敦子
危機管理課長	三浦 幸樹	財政課長	天野 秀一
税務課主幹	佐藤 平	福祉課長	北嶋 三世
介護サービス課長	船木 晶子	生活環境課長	岩谷 一徳
子育て支援課長	濱野 浩孝	健康推進課長	佐藤 一明
観光課長	(エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任)	男鹿まるごと売込課長	三浦 大成
文化スポーツ課長	伊勢谷 毅	農林水産課長	夏井 大助
建設課長	三浦 昇	病院事務局長	原田 徹
会計管理者	湊 留美子	教育総務課長	村井 千鶴子
学校教育課長	笹 渕 美穂	選管事務局長	(総務課長併任)
監査事務局長	目黒 一人	農委事務局長	船木 聖徳
企業局管理課長	畠山 隆之	ガス上下水道課長	薄田 修一

午前10時00分 開 議

○委員長（田井博之） これより予算特別委員会を再開いたします。

菅原市長から発言の申出がありますので、これを許します。菅原市長

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

本日の議事に入ります前に、貴重なお時間をお借りしまして、私から昨日の大雨について御報告を申し上げます。

秋雨前線の影響で、本市では男鹿観測所において積算降水量が132.5ミリメートルを記録しました。

この雨の影響で、土砂災害と河川の増水・氾濫の危険性が高まったことから、市内6地区、8,543世帯、1万6,451人を対象に避難指示を発令するとともに、避難所を設置いたしました。

また、地滑り災害危険区域に指定されている門前地区において、地滑り監視用の警報器が作動したことから、椿公民館を避難所として、門前地区42世帯、92人を対

象に地滑り避難指示を発令したところであり、現在、県が安全性を確認中であります。

なお、避難所は、本日午前8時に椿公民館を除き閉鎖いたしました。

道路については、県道男鹿半島線の小浜・加茂青砂間、国道101号生鼻崎トンネル付近、市道鮪川・谷地線で交通規制を実施いたしました。

今後、道路、河川などの土木施設、農地や農業用施設等に被害がないか確認してまいります。

以上であります。

○委員長（田井博之） これより本日の議事に入ります。

議案第82号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）についてから議案第85号令和5年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。

この際、分科会における審査の経過について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務分科会委員長の報告を求めます。畠山富勝委員長

○総務分科会委員長（畠山富勝） 総務分科会で審査いたしました、議案第82号令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の条文、歳入全款、総務分科会所管に係る歳出及び所管事項について、審査の経過を御報告いたします。

この際、予算の内容については省略させていただき、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、若美庁舎非常用自家発電設備更新工事について、一つとして、委員より、非常用自家発電設備を更新する理由について質疑があり、当局から、令和4年11月に若美庁舎敷地内の避雷針へ落雷があり、敷地内の電気系統を逆流して非常用自家発電設備に被害をもたらした。基盤等の確保ができないことから修繕が不可能であり、慎重に検討し、市では災害時において本庁舎に災害対策本部設置が困難となった場合、防災行政無線の操作が行える若美庁舎に本部機能に移すことも想定していることから、国の「防災基本計画」に示されている、72時間以上稼働可能な非常用自家発電設備に更新するものである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、非常用自家発電装置の更新のほか、オイルタンクも新たに

設置となる必要性について質疑があり、当局から、災害時に災害対策本部機能が本庁舎に設置することが困難になった場合は、代替施設として若美庁舎に本部機能を移すことを想定しており、オイルタンクについても72時間以上対応の容量のタンクを設置するものである。との答弁がありました。

さらに委員より、債務負担行為を組んでいないが、装置等の納品遅延によって年度内の完成が延期にならないか。今後、受注業者からの情報確保について留意してほしい。との意見がありました。

第2点として、空き家等除却費補助金について、委員より、現在の申請件数及び相談状況について質疑があり、当局から、今年度より不良住宅と判定した空き家のほか、不良住宅に準ずる空き家を助成対象に加え、除却に要する費用負担軽減を図るため、除却への支援制度を拡充したところ、当初の見込み件数を上回る申請がきている。現在、不良住宅と判定した空き家で上限50万円が3件、不良住宅に準ずる空き家で上限20万円が5件の補助金交付が確定しており、このたびはこのほかに、不良住宅に準ずる空き家5件分について補正予算として措置したものである。また、空き家等に関する相談件数は89件寄せられている。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、地域コミュニティセンターの開設について、当局から、住民票等諸証明の発行を市内4施設に集約し、出張所業務のスリム化を図る一方、住民主体の地域づくりを積極的に展開するため、地域支援体制の強化及び公民館機能を充実させた「地域コミュニティセンター」を、10月1日に設置する。北浦については、北部地区の拠点として窓口業務を継続するもので、北浦コミュニティセンター市民サービス窓口とする予定である。また、新たな地域支援として、窓口業務の集約に伴い、「高齢者等への諸証明等の宅配サービスの実施」と、「集落支援員の配置」を行う。集落支援員の主な業務は、市職員と連携しながら地域への目配りとして地域内の巡回や状況把握、集落点検等を実施することとしている。10月以降、地域内の人口・世帯数の動向、通院、買物・農地の現状等をはじめとする集落点検を実施し、将来的には課題解決に有効な施策を積極的に実施していきたい。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、全市的に地域の現状として、自治会役員の成り手不足の問題が多く見られるが、地域支援体制の強化について質疑があり、当

局から、自治会の役員が長きにわたり務められている現状はよく承知している。会長を先頭に役員が実動する地域もあるが、会長が幅広く役割を担っているケースが増えてきたように感じており、成り手不足を実感している。この後、各地域において集落点検の結果を踏まえた上で、地域の意見を伺いながら、各種団体の集約等も検討する余地があるのではないかと考えている。コミュニティセンター所長、集落支援員、市の職員の連携により、地域での活動支援を充実させていくように努めていきたい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、これまでの地域における相談体制との違いについて質疑があり、当局から、これまで地域の相談については、出張所長が一手に担い、相談を受ける体制であったが、今後は集落支援員が直接地域内へ出向き、意見交換を通じて地域の声を拾い上げていく。との答弁がありました。

さらに委員より、集落支援員とともに、職員の地域担当制の活用によって地域の支援に関わっていただきたいが、地域担当制は管理職のみで構成されており、通常業務を抱えての従事は困難にも見受けられるため、集落支援員を増員させる方法もあるのではないか。との意見がありました。

第2点として、第5次行政改革大綱の進捗状況について、当局から、推進期間の1年目である令和4年度の進捗状況として、全体計画34項目のうち、5項目14.7パーセントが実施、19項目55.9パーセントが一部実施、10項目29.4パーセントが調査・検討中で、未実施のものはない。また、本大綱は令和7年度までの推進期間であるが、他の各種計画との整合性や重複事項の解消、業務の効率化及びスリム化を図るため、令和8年度から男鹿市総合計画への一本化を今後検討してまいりたい。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、全体計画34項目中、実施済み・一部実施を合わせて24項目70.6パーセントがおおむね目標達成以上となっている。達成、未達成それぞれの内容についてはどのように分析しているか。との質疑があり、当局から、達成実施5項目のうち、「組織機構の改革」「定員管理計画」「行政評価制度の確立」は、第4次行政改革大綱から継続した取組であるが、「公共料金の口座振替による一括支払の導入」は、第5次からの取組であり、業務時間が年間174時間削減されるなど、一定の効率化は図られたと考えている。また一部実施のうち「特

定検診・がん検診の受診率向上」など様々な取組をしているが、計画された数値に届いていないものもあり、今後は外部委員からの御意見なども踏まえ、達成に向けて取組を進めてまいりたい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、組織機構の再編について、組織の統廃合を進めることで、職員としても対応しやすくなり、能力を発揮できるのではないかと。との質疑があり、当局から、これまでの行政改革は、事務事業の見直しなどにより、職員数を削減し、簡素で合理的な行政運営を進めてきたが、今後は多様化、複雑化する地域課題や国の施策など、様々な行政需要に対応していくため、業務量に応じた適正な人員の確保が重要であると考えており、引き続き適正な人員配置に努めてまいりたい。との答弁がありました。

第3点として、7月14日からの大雨による被害対応の検証について、当局から、記録的大雨で浸水被害のありました比詰・田中地区への避難指示が河川氾濫後に発令となったこと等について、今後の再発防止に向けた考察を行い、避難指示の遅れの要因と今後の改善策として、市民等からの通報が急増し、電話対応の指示に忙殺され幹部職員も全体の状況把握が手落ちになったことについては、電話対応の人員を増やし、危機管理課で状況把握や対応指示が速やかにできるようにすること。市内各地の土砂災害の警戒に気を取られ、河川の水位情報の把握がおろそかになったことや、河川水位の急激な上昇を予測する判断が甘かったことについては、業務分担を明確化し、情報収集、情報分析を基にした情報発信を行うこととした。また、その他の反省点として多く寄せられた、住民への情報伝達の不安の声については、情報発信の多重化、多様化に努めてきているところであるが、迅速かつ確実に防災情報を市民に届けられる先進的なシステムの取組を研究するとともに、連絡体制の整備に努めたい。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、このたびの大雨災害による猛暑中での避難所の開設において、どのように対応していたか。との質疑があり、当局から、学校、公民館、総合体育館等の避難所に大型扇風機を68台を備蓄しており、総合体育館の避難所では、これを使用し、大型扇風機と十分な飲料水を確保し、熱中症対策を行いながら避難所運営を図った。夏場、冬場それぞれに生じる避難所の課題に応じて、備蓄物資を有効活用して対応したい。との答弁がありました。

二つとして、委員より、断水対策として公共トイレを開放した件があったが、市における簡易トイレの保有状況について質疑があり、当局から、市では洋式トイレの便座に使用する、水を使わない簡易トイレを約7,000回分と段ボールトイレ約500個、組立て式電動トイレ2台を保有しており、比詰地区の公民館等の避難所には簡易トイレを設置して利用していただいた。との答弁がありました。

以上で総務分科会の報告を終わります。

○委員長（田井博之） 次に、教育厚生分科会委員長の報告を求めます。進藤優子委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 教育厚生分科会で審査いたしました、市民福祉部、みなと市民病院及び教育委員会の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、緊急通報サービス事業について、一つとして、委員より、これまでに連絡がつかないなどのトラブルが報告されたことはあるか。との質疑があり、当局から、令和元年度から令和5年度を契約期間としたアルソック株式会社との現契約では、緊急通報が発報された際にアルソックが駆けつけるものであり、連絡がつかないということはない。アルソックでは速やかに状況を把握し、必要に応じて救急搬送の要請等を行うものであるが、これまでに緊急通報が発報された実績はない。との答弁がありました。

二つとして、委員より、緊急通報サービスの利用対象者及び利用世帯数について質疑があり、当局から、利用対象者は、持病があり、病状が急変する可能性があるなどといった見守りが必要な高齢の方を想定している。今年度に入り新規利用希望が増えており、現在の利用世帯数は約30世帯である。人口動態から、今後さらに高齢者世帯、単身世帯の増加が予想され、令和6年度から令和10年度までの次の契約期間においては、おおよそ50世帯から90世帯まで増加すると見込んでいる。との答弁がありました。

さらに委員より、現在と同程度のサービスを維持した場合、次期契約額は現契約から約2倍近くの増額が見込まれたことに対する対応方針について質疑があり、当局か

ら、機器の更新が必要なことや、人件費の高騰が増額の主な要因である。現契約では、固定の緊急通報装置のほかに、自宅内であればどこでも通報することができるペンダント型の装置も備えている。このような附属サービスを除くことで契約額を抑えることが可能ではあるが、高齢の方が安心して自宅で生活するための一助になっていることから、サービスを維持しつつ、公募型プロポーザルとし、価格交渉していきたい。なお、利用者負担額は今後も月額900円に据え置き、増額は行わない考えである。との答弁がありました。

第2点として、男鹿市立保育園指定管理料について、委員より、定員を250人とした船越こども園における開園時の園児数の見込みについて質疑があり、当局から、170人程度と見込んでいる。現在は他市からのゼロ歳児受入れを断らざるを得ない状況であるが、今後保育士が充足した際は受け入れていきたい。との答弁がありました。

さらに委員より、脇本保育園の園児数は本年9月1日時点で62人である。船越こども園に脇本保育園を統合する考えはあるか。との質疑があり、当局から、将来的には統合を視野に入れなければいけないが、保護者の送迎に係る負担等を考慮し、少なくとも脇本第一小学校がある間は存続させたい考えである。との答弁がありました。

第3点として、男鹿地区高校統合に関する協議会費について、委員より、協議会の進め方及び方向性について質疑があり、当局から、両校の学科や生徒数の推移など、現状の把握から始める予定としている。県が2キャンパス制の期間を経ずに、早期に統合を目指すとした理由は、入学者の急激な減少に加え、洋上風力関連企業の進出など、地域を取り巻く環境が大きく変わってきているということもある。学識経験者、教育関係者のほか、産業・雇用関係者などから委員として出席いただき、今後市に必要な人材や、そのために望まれる教育環境、さらには統合校の場所などについて話し合うこととしている。最終的な要望書の形としては、各委員から出された様々な意見を付すことも考えている。との答弁がありました。

次に、所管事項についてであります。

第1点として、温浴ランドおがの民間譲渡等に伴う北部デイサービスへの温泉引込み廃止について、当局から、北部デイサービスは開所以来、温浴ランドおがから無償で浴場に温泉を引き込み使用しており、現在の温泉湯量は、浴場湯量全体の4分の1

程度である。温浴ランドおがの民間譲渡あるいは廃止後も温泉の引込みを継続した場合、配管等の維持管理費が発生することなどから、沸かし湯へ切り替える予定としており、そのための改修工事費用は約33万円と見込んでいる。利用者への説明及び予算計上の時期については、温浴ランドおがの動向を見極めた上で判断したい。との報告がありました。

第2点として、証明書等宅配サービスについて、当局から、地域コミュニティセンターの設置に併せ、窓口への来庁が難しい市民に対し、市の職員が住民票などの証明書等を自宅に届けるサービスを10月1日から開始する。利用対象者は、75歳以上のみで構成される世帯や、身体障害者手帳所持者、要介護認定を受けている者などとし、併せて、窓口への来庁が困難、あるいは代理申請が困難と認められる、市内に住民登録がある者とする。なお、事務手続上、電話による宅配日時等の連絡が必要なことから、聴覚障害の方については、やむを得ず対象外としている。申請方法は、電話またはファックスとし、書類の配達は、申請日の次の開庁日から起算し3開庁日以内の午前9時から午後4時までとする。との報告がありました。

第3点として、ごみ処理の広域化・集約化に向けた取組について、委員より、本市を含む八郎湖周辺清掃事務組合と潟上市及び秋田市の現況について質疑があり、当局から、八郎湖周辺クリーンセンターは、平成20年の竣工から15年が経過しており、今後策定予定の第三次修繕計画により、令和10年度から令和14年度の間、ある程度大きな修繕が必要となる予定である。潟上市は、ごみ焼却施設の老朽化が深刻化していることから、今後の方針について早い段階での決定が望ましい状況である。秋田市は、プラスチックごみに係る今後の対応を検討しており、また、将来的に廃棄物処理施設の大規模整備についても検討する中で、ごみ処理の広域化が国庫補助の要件となっていることから、併せて広域化の検討を行う状況である。との答弁がありました。

さらに委員より、広域連携した場合に考えられる、ごみの搬入方法について質疑があり、当局から、仮に秋田市への搬入が必要となった場合、八郎湖周辺清掃事務組合の構成市町村が一旦1か所に収集し、搬入する方法や、各市町村がそれぞれ搬入する方法などが考えられる。いずれにしても、広域化に向けた研究会はまだ事務レベルでの情報共有の場にとどまっていることから、具体的な内容については決まっていない

状況である。との答弁がありました。

第4点として、船越こども園新築工事の進捗状況について、当局から、9月13日から杭打ち作業を行っており、囲い込みが施された建設地では、作業を見学できるよう、3か所に透明な部分を設けている。また、工事見学会について施工業者に確認したところ、快く引き受けてくださり、工事の進捗状況によるものの、令和6年8月から9月頃の実施を検討しているほか、令和7年2月末の完成後、3月には内覧会を実施したいと考えている。引き続き現地確認を行うとともに、施工業者、工事監理業者等との情報共有を図り、令和7年4月の開園に向けて準備を進めてまいりたい。との報告がありました。

第5点として、最低賃金の引上げに伴う男鹿保育会職員等の給与改定について、当局から、令和5年10月1日付で、秋田県の最低賃金が853円から897円に引き上げされることに伴い、男鹿保育会の職員のうち、最低賃金を下回ることになる保育補助、臨時作業手、臨時調理員、事務補助の賃金を44円引き上げる。また、他の職員との均衡を考慮し、最低賃金を上回っている臨時保育士についても44円引き上げる。この引上げにより、臨時保育士と保育会正職員給与との逆転現象が生じることから、併せて正職員の給与を月額1,000円引上げ改定する。さらに、放課後児童クラブ支援員補助についても、同じく最低賃金を下回るため、引上げを実施する。なお、児童クラブ支援員の報酬については、保育士や近隣市町村と比較しても高い水準であることから、見合わせることにする。これらの引上げに伴う財源について、保育士引上げ分は令和5年度の指定管理料で、児童クラブ支援員補助は委託料内で対応していく。との報告がありました。

第6点として、男鹿みなと市民病院における、令和5年4月から7月までの4か月の実績と前年度との比較について、委員より、現状黒字ではあるものの、純利益は前年度比1億790万1,000円減の2億2,753万6,000円となっている。この主な要因と現状の認識について質疑があり、当局から、一つとして、新型コロナウイルス感染症関係補助金の減少、二つとして、コロナ患者入院受入れ数の減に伴う入院収益の減少、三つとして、看護師処遇改善加算や看護師等の増員、光熱水費の高騰などによる人件費及び経費の増が主な要因と捉えており、非常に厳しい状況であるとされている。との答弁がありました。

さらに委員より、今後の経営方針について質疑があり、当局から、看護師は慢性的に不足していることから、今年度に入り5名を採用したところであり、人件費の増についてはやむを得ないと考えている。経費に占める割合が最も大きい光熱水費は、引き続き節電・節水に努めるほか、LED照明への切替えなどを考えている。入院患者数については、7月・8月は前年度を上回っている。近年は8月に上昇し、その後下降傾向にあることから、引き続き入院需要を注視し、適切なベッドコントロールを実施してまいりたい。との答弁がありました。

第7点として、統合型校務支援システムの共同調達・共同利用について、当局から、県教育庁では、文部科学省の次世代の校務デジタル化推進実証事業の採択を受け、全県市町村の小・中学校を対象とした県統一の統合型校務支援システムを導入するため、県、25市町村、秋田大学で構成する秋田県教育情報化推進協議会を立ち上げ、システム構築に向けた準備を進めている。統合型校務支援システムは、学校における様々な事務処理をデジタル化し、一元管理することで、データ処理と情報共有の効率化を図るためのシステムであり、文部科学省の試算によると、1教員当たり年間100時間程度の超過勤務が削減されるなどのメリットが期待されている。令和6年度から実施される実証事業へは、本市を含む7市町村が参加することとなっており、今後、他の市町村においても随時参加する予定である。実証事業への参加に際しては、今年度中に現システムの改修が必要となることなどから、関連予算について12月定例会に提案する予定である。との報告がありました。

第8点として、小学校統合説明会の概要について、当局から、令和7年4月に統合する、払戸小学校と船越小学校、北陽小学校と船川第一小学校について、それぞれ9月上旬に統合説明会を開催した。説明会では、スクールバスに関する質問や路線バスの無償化、北陽小学校で現在行っている民謡やなまはげ太鼓、柴灯まつりのパンフレット作製などの学習活動継続の要望などをいただいた。男鹿市立小・中学校再編整備計画で、令和7年4月以降としていた北陽小学校の統合を令和7年4月とすることについては、保護者、地域の方からの反対の意見はなかった。今後、両校の統合については、令和6年3月定例会へ学校設置条例改正案、関連予算案を提案する予定であり、令和6年6月に統合準備委員会を設置し、令和7年2月にはスクールバスの乗降調査を行い、同年3月に閉校式と引っ越し作業をめどに進めてまいりたい。との報告

がありました。

以上で教育厚生分科会の報告を終わります。

○委員長（田井博之） 次に、産業建設分科会委員長の報告を求めます。鈴木元章委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 産業建設分科会で審査いたしました、観光文化スポーツ部、産業建設部、農業委員会及び企業局の予算及び所管事項について、審査の経過を御報告申し上げます。

この際、質疑及び報告のありました主な点について申し上げます。

初めに、補正予算についてであります。

第1点として、委員より、7月14日からの大雨により被災した各所管施設における災害復旧事業の見通しについて、それぞれに質疑があり、当局から、一つとして、なまはげ館浄化槽については、実施設計を年度末までとし、工事費は当初予算への計上を予定している。

二つとして、男鹿中屋内ゲートボール場敷地内通路法面については、年度末までを工期としている。また、史跡脇本城跡内法面については、測量及び実施設計を12月までとし、その後、文化庁へ補助事業申請を行い、工事発注は来年5月、令和7年3月までには施工を終了する予定である。

三つとして、農林業関係施設については、年内あるいは降雪前には復旧したいと考えている。ただし、県営治山施設は応急復旧のみの対応となり、本格復旧は県事業として実施するため、この部分は時間を要するものと見込んでいる。

四つとして、土木施設等については、国庫負担事業として国へ申請予定の仁井山北町線ほか4か所、久貫川ほか8か所については、現地査定が9月下旬から逐次実施されるため、査定額が確定した後、工事費の補正予算を提案させていただく。また、起債事業として実施する仁井沢開線ほか6か所については、測量設計をした後、工事費の補正予算を提案させていただく。

五つとして、茶臼配水池への送水管については、国の災害復旧事業として実施するため、現在、コンサルからの専門的な知見も踏まえ、工法等を鋭意検討している状況である。11月中の現地査定を予定しており、査定額確定後、予算措置等発注の準備を進め、令和6年度内の完成を目指している。とのそれぞれから答弁がありました。

さらに委員より、茶臼配水池への送水管の管理については、今後を見据えた管理用道路を整備すべきではないか。との質疑があり、当局から、今回の災害復旧工事に管理用道路の整備を組み込むには、用地交渉・買収に時間を費やすため、国の査定日程にも影響が及んでいく。まずは管工事を優先した設計でもって対応していく。ただし、我々も管理用道路は必要だと認識しており、茶臼配水池だけでなく、水道施設全体の維持管理計画の中で今後検討していく。との答弁がありました。

第2点として、男鹿の観光再起動！誘客促進事業について、一つとして、委員より、本市のインバウンド入込みの現状について質疑があり、当局から、本年1月からの入込数は3,684人となっており、昨年の入込数498人を現時点で既に大幅に上回っている。また、コロナ禍前と比較しても102パーセントの増となっている。なお、台湾からの入込みが全体の約6割と一番多く、12月10日から台湾・秋田間の定期チャーター便が就航することで、台湾からのさらなる入込みが期待できる。との答弁がありました。

二つとして、委員より、今後のインバウンド需要拡大に向けて、台湾に集中して売込みすることは最善か。との質疑があり、当局から、台湾とタイは県の重点地域となっており、市単独でプロモーションをかけるよりは、県と歩調を合わせた誘客が効果的であり、今後も当該地域を中心に、県と協調して誘客を促進してまいりたい。との答弁がありました。

三つとして、委員より、土産物購入券を交付することの有効性について質疑があり、当局から、県が予定している宿泊費補助5,000円に、市が2,000円分のかさ上げをし、県と協調で7,000円分の宿泊費を補助することも検討したが、県や台湾のエージェントと協議したところ、宿泊費の補助ではなく、土産物の購入を補助したほうが、旅行商品をPRするに当たってより効果的であるとの意向も踏まえ、判断したところである。との答弁がありました。

四つとして、委員より、インバウンド入込数において、秋田県が東北の中で最下位という現状をどう分析しているか。との質疑があり、当局から、飛行機の直行便がないことや、東京及び仙台経由での入込みが多いため、距離的に遠いといったことが要因と捉えている。本年4月までの県の集計データからも、秋田県に最も多く訪れている台湾からの入込客の比較では、宮城県は秋田県の1.2倍程度、青森県でも6倍程度

の入込実績となっている。ただし、今後就航が決定している秋田空港を利用した台湾からのチャーター便によって、上向きになるであろうと期待しているところである。との答弁がありました。

第3点として、各所管指定管理施設に係る債務負担行為の設定について、一つとして、委員より、指定期間終了を待たずして民間譲渡の対応も検討していくとしているインフォメーションセンターわかみの公募方法について質疑があり、当局から、指定管理期間は3年間で募集するが、ただし書として、期間の途中であっても契約を終了することがあるという文言を入れることを想定している。これについては、市の一方的な考えではなくして、指定管理者との協議によって成立するものだと認識しており、そこは事業者ともよく協議しながら進めていきたいと考えている。また、公共施設としての必要性や地域における役割等を吟味し、特に若美地区の場合、今後のWAOの動向も踏まえた中で判断していかなければならないと認識している。との答弁がありました。

二つとして、委員より、男鹿駅周辺広場における事業体に対する指導等の考え方について質疑があり、当局から、市としては施設のあるべき目的に向かおうとしているのかを常に確認しているところであるが、一方、苦情などへの適切な対応は、第一には受託者の経営の責任において確実に行われるべきであると考えている。それは、指定管理者は受託者として責任をもって経営に当たるという点で、利用料金制のメリットを生かして稼ぐところはしっかり稼いでいただき、取組方が悪いところは責任をもって業務に臨んでいただきたいという趣旨からである。その上で、市で責任を負うべきところは負い、対外的にも説明していくという対応で進めていきたいと考えており、この点については反省することも多々あるため、2期目に向けて生かしてまいりたい。との答弁がありました。

三つとして、委員より、男鹿市体育施設等については、サンワーク男鹿も指定管理施設として追加されることになるが、当該施設で働く高齢者の引き続きの雇用継続を望む声に対する対応方について質疑があり、当局から、シルバー人材センターからも雇用継続に関する対応を要請されているところであり、公募条件に付することはできないものの、もろもろの状況を公募時の説明会等で説明してまいりたい。との答弁がありました。

四つとして、委員より、今後実施される各指定管理施設の公募時における競争性担保の方策について質疑があり、当局から、これまでも様々な指定管理施設を公募してきているが、なかなか競争がなかったというのが実情であり、競争原理が働いていないことは大きな問題と捉えている。指定管理者制度本来の目的に立ち返った場合、やはり事業者を選定するに当たっては、競争相手がいることが非常に有効であると認識している。公募に当たっては、3年前に体育施設等にJVを認めるなど、公募要件を見直すことで、できる限り競争できるような環境を整えてまいりたい。との答弁がありました。

第4点として、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業について、委員より、牛異常監視システム「U-motion」導入に対する支援について、国の動向や畜産農家の意見も含め、今後のICTを活用した畜産業の方向性をどう展望しているのか。との質疑があり、当局から、国では、畜産に限らず農林水産業全般でデジタル化を推進しているところであるが、特にこの支援を予定している事業体は非常に先進的であり、去年は牛の監視カメラを同事業で導入し、何か異常な動きがあれば牛舎から離れていても状況を把握できる態勢を構築している。さらに、今回の機器を牛200頭分に本格導入することで、1頭1頭の個体情報を自動で取得できるようになるとともに、飼育コストや原価算出が可能となるなど、家族や従業員の省力化が図られるとの話を畜産農家から伺っているところである。古くから畜産を営んでいると、家から離れられないということが言われてきたが、このような先進的な機器を導入することで、家族経営や法人経営においても非常に省力化が図られるとともに、畜産業従事に関する環境が改善され、参入される担い手も増えてくるのではないかと非常に期待している。今後も先進的な取組を市として積極的に支援してまいりたい。との答弁がありました。

第5点として、被災者生活再建支援事業について、委員より、本市が被災者生活再建支援法の対象外となった事由について質疑があり、当局から、このたびの大雨被災では、秋田市と五城目町のみが対象とされたところであるが、これは人口規模に対する被災世帯数に起因しており、秋田市では450世帯以上、五城目町では120世帯以上の床上浸水があったため、対象とされたものである。本市においては、人口規模に対する被災世帯数が少ないため対象外となったところである。なお、この被災者生活再建支援法に準ずる支援として、一般財源を活用し、新たな住宅の建設・購入ない

しは、賃借による住み替えが必要な被災者2世帯の生活基盤の再建を後押しするものである。との答弁がありました。

次に、所管事項であります。

第1点として、「(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業の現状について」の報告に対し、委員より、住民間の分断が起きている現状を踏まえ、市がもう一步踏み込んだ関与をすべきでないか。との質疑があり、当局から、先月、市及び市議会に対し市民団体から一旦中止の要望書が提出されたところであるが、この事業がどういう計画なのか、どういう影響があるのか、もっと理解を深める必要があるのではないかという趣旨だと捉えている。それはひとえに、現時点で推進すべきという考えの人、また、一步立ち止まるべきという考えの人、いずれにとっても、やはり肝になるのは、この事業に関する理解であろうと考えている。この点については市ではこれまでも、必要な情報の提示や提供、調査の実施、さらには、それらを地域に適宜説明願いたい旨、事業者に求めてきているところである。事業者においては、10月には住民向けの説明会、12月には方法書の縦覧に合わせた公開説明会の開催も予定していると伺っており、そうした取組を市も注視し、両者の意見を伺いながら、市としての考え方の整理、地域の調整役としての取組を進めていきたいと考えている。との答弁がありました。

さらに委員より、何度も議論を重ねていくことで、合意形成できる部分、どちらも納得できるような落としどころが見えてくると推察されるため、双方の調整役として努力していただきたい。との意見がありました。

第2点として、男鹿市商工業振興促進条例の見直しについて、当局から、本条例の改正を予定しており、「雇用人数に関する奨励措置の適用要件を撤廃」「雇用奨励金の見直し」「施設整備費補助金の見直し」の3点を検討項目としている。まず、「雇用人数に関する奨励措置の適用要件を撤廃」については、現行5人としている新たに雇用した市内に住所を有する常勤従業員を、新設の場合は雇用要件を撤廃、増設では1人以上を要件とするもので、可能な限り間口を広くしながら、市内への企業の立地を促進したいと考えている。また、「雇用奨励金の見直し」については、現行1人につき20万円、限度額3,000万円としているところを、1人につき30万円、限度額4,500万円とするもので、製造業等、雇用人数の多い産業にも対応できる内

容にしたいと考えている。さらに、「施設整備費補助金の見直し」については、現行3分の1補助で3,000万円の補助上限額としているところを、補助上限額を1億円に引き上げ、より大型の投資案件にも相応の支援をできる態勢を整えたいと考えている。今後さらに検討を加え、本年12月定例会への提案を予定している。との報告がありました。

第3点として、「高温少雨による農作物への影響について」の報告に対し、委員より、今後の収穫が非常に懸念されるが、大雨による被害等との線引きが難しい中、判断基準をどう考えるのか。との質疑があり、当局から、大雨または高温少雨、いずれの被害なのかを区分することは非常に難しいところではあるが、事業の制度を設計する中で、例えば、今回の大雨被害に対する事業を高温少雨の被害も対象にするなど、事業を含む形に、または拡大した形の事業化も可能と考えており、これについては県の動向も踏まえながら、拡充・拡大というところを含め、スピード感をもって対応してまいりたい。との答弁がありました。

第4点として、農業振興に対する支援について、委員より、農業振興ビジョンの足腰が強い農業、大規模化を推進していくため、商工業振興促進条例のような雇用や施設に対する支援制度の枠組みを検討できないものか。との質疑があり、当局から、手法等を研究しながら、実施できるよう前向きに検討してまいりたい。との答弁がありました。

第5点として、水道料金の改定について、当局から、検討に当たっては、内部留保額の改善を図りつつ、近隣事業者の料金を勘案し、急激な負担増とならないことに留意したところであり、本日はある程度、最終的な素案を示させていただきたい。一般世帯における過度な負担増を避けるため、当面は用途別料金制を維持することとし、低廉な用途区分の引き上げ幅を大きくするなど、各用途の負担増に係る割合を調整した。基本水量については、引き上げは少量使用者にとって不公平な形となることから、一般家庭は現行どおり10立方メートルとする。従量料金については、現行どおり、使った使用量にかかわらず単価が同額である単一型を維持する。また、メーター使用料についても据え置く。料金の改定率については、適正な料金水準にするためには約30パーセントを超える引き上げが必要であるが、一気に改めることは、現在の使用者にとって期間的負担の公平性に欠けることから、現行の料金体系から平均で約21.3

パーセントの引上げにとどめる。この引上げが一般家庭に与える影響については、月10立方メートル使用した場合、1,419円から1,793円に、20立方メートル使用した場合、3,069円から3,938円になるものと試算している。今後は全員協議会にて改めて説明させていただくほか、市民の皆様には市政懇談会や住民説明会を通じて理解を求める機会を設けていく。また、12月定例会には水道事業給水条例の一部改正案を提案し、約半年間の周知期間の後、令和6年7月検針分から改定料金を適用させていただきたいと考えている。との報告がありました。

この報告に対し、一つとして、委員より、独立採算制とするならば、人口減少が加速していく現状を踏まえ、料金改定後も都度、値上げを行っていくのか。との質疑があり、当局から、国では、適正に継続的に水道事業を維持していくためには、料金改定について3年から5年ごとに見直しをし、施設の維持更新を図っていくべきと法律改正も行っている。料金改定後は当然、毎年その決算状況等を精査しながら、我々が見込んだ財政シミュレーションと乖離がないかを定期的に検証していく。その中で著しくかけ離れることがあれば、それは早めの料金改定が必要であろうし、また、予定通り進んだとしても、これはまだ適正な料金水準とは言えないため、いずれ何年か後には料金の引上げは視野に入れていかなければならないと認識しているところである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、現行の料金体系から30パーセントの引上げが必要との結果であるにもかかわらず、平均で約21.3パーセントの引上げにとどめた事由について質疑があり、当局から、30パーセント以上にすると、経常収支比率、料金回収率が100パーセントを超え、内部留保額も料金収入の1年分を超える程度まで蓄えられるため理想ではある。この料金改定案では、最終年度において料金回収率は100パーセントを下回るものの、経常収支比率については100パーセントを超え黒字に転ずる見込みで、内部留保額については1年分の料金収入の7割程度は確保できるものと見込んでおり、平均で約21.3パーセントぐらいであれば、おおむね改善が図られるということで、ぎりぎりの引上げ幅にとどめたところである。との答弁がありました。

三つとして、委員より、現在の使用者にとって期間的負担の公平性に欠けることから一気に改めることは避けたとしているが、期間的負担の公平性とは何か。との質疑

があり、当局から、長年料金を据え置いてきた中、安い料金で恩恵を受けてきたこれまでの期間の利用者に代わり、赤字になったからといって、これからの期間の利用者がその分を負担し、また、将来にわたる施設更新費の部分までも負担いただくことは不公平であるとの考えから、上げ幅を少なくし、なるべく世代間の公平性を確保するよう配慮したところである。との答弁がありました。

四つとして、委員より、財政シミュレーションに関わる人口推移は、どのようなデータを利用したのか。との質疑があり、当局から、人口推計ではなく、有収水量の推移を基に試算している。温泉旅館用や工場用、特殊用、プールについては有収水量に大きな変化が見られないため、この5年間は今までと同様の水準で試算している。ただし、一般用と団体用、営業用については、やはり人口減少に伴い、有収水量も減少してきているため、過去5年間程度の減少幅の平均をとり、落ちていくペースを見込んでいる。それに、僅かではあるが、新築等による新規加入者も見込んだ中で、有収水量等をシミュレーションし、料金収入を試算したところである。との答弁がありました。

五つとして、委員より、運営面を考慮すれば早期に値上げし、経営改善を図っていくべきであり、半年間も猶予する必要はないと考えるが、適用まで半年間と設定した根拠は何か。との質疑があり、当局から、特に明確な根拠はないが、市側としては、市民に対する周知期間に加え、条例改正後に行うシステム改修、印刷物の準備等がある。また、各企業・施設を含む利用者側においては、予算措置の準備もあろうかと推察されることから、令和6年7月検針分からの料金改定としたところである。との答弁がありました。

六つとして、委員より、住民説明会用の資料については、赤字に転じた事由や値上げする背景など綿密に作成し、市民に対して分かりやすい資料の提示を求める。との意見がありました。

第6点として、電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間延長について、当局から、先月末に国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の期間延長が決定されたことに伴い、本市においてもガス料金の値引きに係る事業期間を延長するため、男鹿市ガス供給条例の一部改正について準備を進めているところである。令和5年9月使用分までとされていた支援期間を12月使用分まで3か月延長し、使用量に応じて1立法メートル当

たり税込み15円の値引きを行う。改正条例案については、今定例会最終日に追加提案させていただく予定である。との報告がありました。

以上で産業建設分科会の報告を終わります。

○委員長（田井博之） これより各分科会委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番三浦利通委員

○13番（三浦利通委員） 最初に、進藤委員長にお尋ねします。

先ほどの御報告の中に、保育会の最低賃金の関係のお話、報告がございました。今年、さっきあったように897円、前年対比44円アップってということで、御案内のように、今、岸田総理っていうか、国がやっぱりずっと国民の賃金が上がらなかったってということで、やっぱりこれでは、他の諸外国と比較したら、もう経済的な面でも行き詰まってしまおう等々の考え方から、もう働き方改革と称してどんどん賃金を上げていかなければいけないという方向に向かっていく中で、さっきの御報告では、最低賃金並みの給料体系に。ただし、臨時・嘱託職員については、この対象にならない対象者もまだ存在してるというお話でしたが、先ほど言ったように、これでは国の考え方、やってる方向と逆行するような男鹿市役所と捉えられてもおかしくないっていうような面があるんでねえがなっていう気がしますが、その辺、他の委員の方々からどういような御意見があったのか、ちょっとお聞かせください。

それと、鈴木委員長にお尋ねします。

今回の議会に、男鹿中いりあい風力発電の関係で事業の一時中止を求める要望書があのおり出て、今朝の新聞にも、さきがけ新聞に、よく分からないような内容の書き方であったなど、まあほかの人はどう受け止めたか分かりませんが、今、この事業において、市民においての受け止め方も、委員長の報告にあったように分断の動きがあると。要するに、推進・賛成だという市民も多いし、それから、まあ一部、今言ったようなことで、いろんな課題・問題等も抱える中で一旦中止というか、一時中止を求める動きもあるというようなことで、この後どういふうにして推移していくのかっていう観点からいくと、住民を代表する我々の議会の意思決定っていうのは一定時期に求められるっていうか、重要視されるのではないかなっていうような気がしますが、その辺についても委員会の中でどういやり取りがあったのか、お聞かせください。

○委員長（田井博之） 進藤委員長

○教育厚生分科会委員長（進藤優子） 三浦利通委員の御質問にお答えします。

最低賃金、国と逆行するようになっていくことで、どのような意見があったのかということでしたけれども、この最低賃金の引上げっていく部分に対しましては、報告があっただけで、このことについての質疑等はございませんでした。

○委員長（田井博之） 鈴木委員長

○産業建設分科会委員長（鈴木元章） 先ほどの三浦委員の御質問にお答えいたします。

風力発電事業については、先ほど私の報告にもあったとおり、やはり賛成、反対の話は出ていましたけれども、各委員の方、当局の情報を聞けば、やはり今のところ、地域住民の方は、おおむね事業を進めてほしいという意見が多いということを確認とれました。

それから、今回の道路整備の中止についてですけれども、本来、市道であれば当然市の管理である男鹿市長、それから担当部局のほうに、事業者のほうから当然協議とか申請が必要になるんですけれども、今回は、皆さんも新聞等に載って御存じのとおり、経済産業省のほうに何らかの報告があり、その道路を調査してくださいということで、結局、本市の当局のほうには、特別、事業者のほうから相談とか申請も何も受けてないということを確認とれております。

ただ、地域住民に対しては、何か事業者のほうで、その工事に関わる道路に砂利を敷きたいような計画があるというような配布物が配られたというところまでは聞いておりました。

また、委員会としては、ほかの委員の方も大体、当然、事業者のほうに市からは地域住民に対するその説明、納得を十分にしてもらい、そうすれば、何も問題なければ事業を進めていったほうがいいのではないかという意見が多かったです。

以上です。

○委員長（田井博之） 再質疑ありますか。

○13番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（田井博之） 13番三浦委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 質疑なしと認めます。

これより、ただいま各分科会委員長へ行った質疑事項について、さらに質疑を行う点がある場合、特に市長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。13番三浦委員

○13番（三浦利通委員） 市長、さっきの男鹿中いりあい風力発電の関係ですけれども、さっき委員長の報告にもあったわけですが、現状は、さっきからあるあつたような状況、まあ市長一番承知してると思いますが、市長っていうか、市は、この男鹿中いりあい風力発電事業の推進において、地域住民の理解、賛同は何をもって得られているという現状で捉えているのか。そういう具体的なものがあるのか。例えば、それぞれの関係する町内会から、それなりの承諾書的な、契約書めいたものをいただいているのかどうか。はたまた別の形でそういう賛同を得られてるっていう具体的なものがあるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（田井博之） 菅原市長

○市長（菅原広二） 委員の皆さんも御承知だと思いますけども、私が聞いている範囲では、一方の町内会では賛成的な人が多いと。もう一方では、まあ反対者もいる中で、まだ意見の集約ができてないと。そういう状況だと思ってます。いずれにしても、これからのことですから、これからいろんな協議を進めていく中で、地域の住民がどっちのほうがいいかということ、まだまだ勉強続けていく段階だと思ってますから、私たちが地域の住民と一緒に協賛しながら勉強進めていきたいと思ってます。以上です。

○委員長（田井博之） 再質疑ありませんか。

○13番（三浦利通委員） 終わります。

○委員長（田井博之） 13番三浦委員の質疑を終結いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（田井博之） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号から第85号までを一括して採決いたします。

本4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(田井博之) 御異議なしと認めます。よって、本4件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(田井博之) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時10分 閉 会